

「馬毛島基地（仮称）建設事業に係る環境影響評価書」に対する環境大臣意見

馬毛島基地（仮称）建設事業（以下「本事業」という。）は、安全保障上の重要かつ喫緊の課題を解決するため、種子島沖約10kmに位置している鹿児島県西之表市馬毛島において、自衛隊の訓練施設・緊急時の活動施設、及び米軍の恒久的な空母艦載機着陸訓練（Field Carrier Landing Practice。以下「FCLP」という。）施設として、防衛省九州防衛局熊本防衛支局が自衛隊管理の基地を整備するものである。

本事業の実施に伴い、年間約28,000回の航空機の飛行が想定され、米軍によるFCLPの際には深夜3時まで飛行の可能性があることから、地元において航空機騒音に関する懸念が生じていることを踏まえ、可能な限り最大限の対策に取り組むことが重要である。

対象事業実施区域内及びその周辺には、「環境省レッドリスト2020」において「絶滅のおそれのある地域個体群」に分類されている馬毛島のニホンジカ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく天然記念物に指定されているオカヤドカリ類等の重要な動物が生息しており、本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により、生息地の広い範囲が消失又は影響を受けるおそれがあり、残される生息環境への配慮が重要である。また、事業実施区域には、植生自然度が高いとされたハマヒサカキ群落等の植生が存在しているほか、コケセンボンギクやウジルカンダ等の重要な植物が生育しており、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減することが重要である。

さらに、事業実施区域及びその周辺海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」（平成28年4月環境省）に抽出されているほか、サンゴ類及び藻場の分布が確認されているなど、港湾施設の工事による生態系への影響が懸念される海域であり、直接改変を極力低減することが重要である。

加えて、本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により大量の廃棄物等が発生するおそれがあり、発生抑制のための措置及び適正処理に向けた処分先の確保が重要である。

その上、本事業の実施に当たっては、本事業の実施に伴い生じる環境影響や、その回避又は極力低減のための措置、事後調査等について、地方公共団体や地域住民等への丁寧な説明を実施する等、透明性の確保が必要不可欠である。

我が国は、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言した。防衛省においても、政府の一員として、2050年カーボンニュートラル実現を目指して取組を進めていくことが重要である。防衛省は、令和4年8月に「防衛省気候変動対処戦略」を策定しており、本事業においても気候変動に対する取組をより一層進めていくことが重要である。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たって、環境への影響が最小限となるよう、次の措置を適切に講じられたい。

1. 総論

(1) 透明性の確保及び関係機関等との連携

本事業の実施に当たっては、本事業の実施に伴い生じる環境影響や、その回避又は極力低減のための措置、事後調査等の内容について、地方公共団体や地域住民等への丁寧な説明を実施する等、透明性を確保すること。また、本事業の実施に当たっては、関係機関等と調整を十分に実施すること。

(2) 事後調査等について

ア 地方公共団体等の意見を十分に勘案し、事後調査等を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講じること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるようこれまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講じる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視調査の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

2. 各論

(1) 航空機騒音

本事業の実施に伴い、年間約28,000回の航空機の飛行が想定されている。また、米軍によるFCLPの際には、深夜3時まで飛行の可能性がある。飛行経路が種子島からできる限り遠ざかるように滑走路を配置する計画とすることで、航空機の運航に係る時間帯補正等価騒音レベル(Lden)は航空機騒音に係る環境基準(昭和48年環境庁告示第154号)を満たしているが、地元において航空機騒音に関する懸念が生じていることを踏まえ、事業者により実行可能な範囲内で更なる影響の回避又は極力低減が図れるよう以下の事項に取り組むこと。

ア 地方公共団体等の意見等を踏まえつつ、航空機騒音による生活環境への影響の更なる低減のための航空機騒音対策の検討を引き続き行い、可能な限り最大限の対策に取り組むこと。

イ 今後、環境影響評価の前提となった飛行経路、飛行回数等の変更があり、航空機騒音による生活環境への重大な影響のおそれがあると考えられる場合には、必要に応じて、航空機騒音の予測を行い所要の環境保全措置を講じること。また、これらの結果について公表すること。

ウ 評価書に記載の環境監視調査について、地方公共団体等の意見を勘案し、供用開始までに環境監視調査計画(調査方法、調査地点、調査時期、測定頻度等)を具体化した上で公表し、透明性を確保すること。

エ 環境監視調査の結果については、報告書の手続きとは別に継続的に公表し、透明性を確保すること。

(2) 動植物及び生態系

対象事業実施区域内及びその周辺には、「環境省レッドリスト2020」において「絶滅のおそれのある地域個体群」に分類されている馬毛島のニホンジカ、文化財保護法に基づく天然記念物に指定されているオカヤドカリ類等の重要な動物が生息しており、本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により、生息地の広い範囲が消失又は影響を受けるおそれがあり、残される生息環境への配慮が重要である。また、事業実施区域には、植生自然度が高いとされたハマヒサカキ群落等の植生が存在しているほか、コケセンボンギクやウジルカンダ等の重要な植物が生育しており、自然度の高い植生等の改変を回避又は極力低減することが重要である。さらに、事業実施区域及びその周辺海域は「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に抽出されているほか、サンゴ類や藻場の分布が確認されているなど、港湾施設の工事による生態系への影響が懸念される海域であり、直接改変を極力低減することが重要である。

このため、動植物及び生態系への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講じること。

ア 馬毛島のニホンジカについて、生息地となる草地及び樹林地の改変面積を可能な限り縮減し、かつこれらの連続性を確保するとともに、シカの餌資源となるシバ群落、特に雌個体及び幼獣の生息環境として重要となる樹林地及び水飲み場の再生及び創出を行うこと。また、工事中及び供用後において、シカ個体数の変動及びこれに伴う植生の変化が予想されることから、シカの個体数及び生息状況並びに植生の状況に係る事後調査を実施すること。さらに、事後調査の結果を踏まえ、シカ及び植生について適切に環境保全措置を講じること。

イ オカヤドカリ類、コケセンボンギク等の改変区域内に生息する重要な動物及び植物について、改変の影響を受けない好適な生息・生育環境へ移動、移植等を行うとともに、生息・生育状況に係る事後調査を実施すること。

ウ ウミガメ類について、訓練区域における訓練により、親ガメの上陸及び産卵並びに孵化した仔ガメの行動への影響が懸念されることから、遮光等の環境保全措置を講じるとともに、事後調査を実施すること。

エ サンゴ類及び藻場について、直接改変を最小限に抑えること。また、実行可能な範囲において移植等の環境保全措置を講じるとともに、事後調査を実施すること。

(3) 廃棄物等

本事業の実施に伴う大規模な土地改変等により大量の廃棄物等が発生するおそれがあることから、以下の事項に取り組むこと。

- ア 本事業の実施に伴い発生する廃棄物等発生量を最大限抑制すること。
- イ 本事業の実施に伴い発生する廃棄物等について、最大限再資源化し、最終処分量を抑制すること。
- ウ 事業実施区域内に廃棄物処理施設が存在しないことから、供用開始前に関係自治体等と調整を実施し、処分先について具体化すること。

(4) 温室効果ガス

2050年カーボンニュートラル実現に向け、「防衛省気候変動対処戦略」等を踏まえ、以下の事項に取り組むこと。

- ア 本事業の工事に伴う温室効果ガスの排出をできる限り削減するよう、工事における更なる省エネルギー化の推進等について、検討を進めること。
- イ 基地設備の更なる省エネルギー化や最新の省エネルギー技術の導入等によりエネルギー使用量を最大限抑制すること。また、再生可能エネルギーの導入についても検討し、2050年カーボンニュートラル実現に向けた温室効果ガス排出量削減に貢献すること。

以上について、その旨を補正後の評価書に適切に記載されたい。